

福島幸宏（京都府立総合資料館）：現在、コア資料がない場合に組織文書を保管するために、関係した政治家や職員の資料も親組織アーカイブズの一環として位置づけるべきか。

中島：関係する公文書が現在その資料館などにならないとすれば、例えば政治家や幹部職員の私文書を補助線とすることは極めて重要である。実際は、海外のナショナルアーカイブズでも寄贈資料を受け入れているが、日本でも同様に収集の基準を明確にしたうえで受け入れていくという道があると思う。公的機関の受け入れとなると、イコールアクセスというのは本来的に、利用者のカテゴリーごとに保障すればいいが、日本の社会においては難しく、一律に利用してもらったり、利用の制限をすることになるので、受け入れることが本当に記録を利用する人にとっても、記録の作成者にとっても幸せなことかどうかということは常に考え続ける必要がある。

煙山英俊（秋田県公文書館）：電子文書がアーカイブズになっていく基準、現用から非現用になっていく段階というのは、紙文書と明確な違いはあるのか。また、それらは公文書館施設でどのように扱っていくべきか。

中島：まず、制度的には媒体を問わず違いはない。一方で、技術的にどう管理するかという場合、紙文書のほうが比較的ゆったりした物としての管理が成り立つが、電子文書は、基本的に個別の文書を作成する前にシステムをきちんと構築しなければ文書管理はできないと理論的には言われている。

鈴江英一（元北海道立文書館）：今後の評価選別の問題にどのようにつながっていくか。なお、感想としていくつかの自治体で公文書館に電子文書が物品として移管されているが、物品としてではなく現用の時と同様に文書として扱っていかなくてはならない、そのような制度的な変革を伴っていくのではないか。

中島：レコードコンティニュームの考え方をベースにしてオーストラリアでは、DIRKSという評価選別の方法論が生まれた。だが、こ

【質疑応答】

小川千代子（国際資料研究所）：遺書を研究しようとしている方から、中学校でいじめにあった生徒が黒板に遺書を書いたが、それにより遺志は伝わるのかという質問を受け、それは遺書としての意思表示は明確であるが、長期に残るかということにおいて大きな問題が絡んでいる。文書として残すには写真に写すなどしなくては残らないと思うと答えたが、質問者は、そういう文書の定義は悲しいと言った。このような場合どのような返事をしたら良いか意見を承りたい。

中島（講師）：法的議論は別にして、黒板にチョークで遺書を書くというある種のはかなさの様なものをその遺書の本質と捕らえるならば、代替物はありません事となり、ひとつの選択肢として黒板をはずして保存という方法があると思うが、長期にわたり継承したり、共有したりするためには、媒体変換や複製物を作成せざるを得ない。その時に果たして黒板に書いた遺書という本質が失われないかどうか、という事がおそらく問題になってくるが、考え方により答えは幾通りでもあるのではないか。行為の証拠として機能するのであれば、それは、記録であるということとなるのではないか。

の方法論自体は、評価選別のプロセス管理を示しているのであり、価値を示しているのではないため、なぜナショナルアーカイブズとして国立公文書館に残されているのか、DIRKSを見てもわからない。記録を作成し、公開する制度を作ることは、政府機関のアカウントビリティを確保する為だが、その中から世代継承すべき記録を評価選別する行為もまさに極めて権力的な意思決定を伴う。文書の価値観の問題で言うと重要なものとそうでないものの両極端はわかりやすいが、中間的なものはわかりにくい。実務上、大量に残せば人やコストがかかり、デモクラシーのコストとして地域が納得して残せるかが問題となる。現在は、保存期間満了後に、廃棄、延長又は移管が決定されるが、事前にそれらの措置方針が示され国民が意見を言うチャンネルが設けられれば大きな進歩となるのではないか。

渡辺佳子（京都府立総合資料館）：情報公開制度と公文書館制度をどのように位置づけていくか。情報公開制度は理解するが、公文書館制度という理解しにくい部分がある状況で、どのように公文書館制度を主張していくべきか。

中島：情報公開制度及び個人情報保護制度に公文書館制度が飲み込まれようとしていることは本当に危機的と思う。それに対し、公文書館制度の根幹は何なのかきちんと説明していかなければならない。例えば、10年前であれば、想像もしないほどプライバシー保護の感情が高まっている現在、親として子供の世代に公開できる部分はどこまで、孫世代にはどこまでということが考えられるのでは。公文書館制度というものを再構築して価値をきちんと示していかなければならない。